

2023年5月11日

TREホールディングス株式会社

リバー株式会社 船橋事業所における処分業許可に関するお知らせ

TREホールディングスグループのリバー株式会社 船橋事業所(本社：東京都墨田区、代表：松岡直人)(以下 当事業所)では、千葉県船橋市より新たに「選別」の産業廃棄物処分業許可を受けましたのでお知らせいたします。

1. 本件について

船橋事業所では、2022年9月12日付プレスリリースでお知らせしたとおり、建設解体屑などの鉄スクラップをせん断処理した後に残るダスト(残渣物)から金属類等を選別するため、専用の選別ラインを新設し、処理能力の増強及び効率化を図っております。従前においては、グループ内で発生するダストのみを処理しておりましたが、今般、千葉県船橋市では初となる「選別」の産業廃棄物処分業許可を得たことにより、外部事業者からの受け入れが可能となりました。これまで未選別のまま埋立処分されることの多かったダストを当事業所で受け入れ、選別することにより再資源化量を増大させることで、高度循環型社会の実現に貢献してまいります。

2. 産業廃棄物処分業許可の概要(選別)

事業の区分	選別による中間処理
産業廃棄物の種類※	・廃プラスチック類(自動車等破砕物を除くものに限る)・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず(自動車等破砕物を除くものに限る)・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除くものに限る)・がれき類
選別施設	95.2 t / 日
残渣物保管施設(選別前)	①54 m ² 85.5 m ³ ②18.24 m ² 27.79 m ³
残渣物保管施設(選別後)	①39.5 m ² 44.7 m ³ ②29.48 m ² 36.85 m ³ ③2 m ² 3.06 m ³

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く

下記プレスリリースもご参照ください。

2022年9月12日 [リバー\(株\)船橋事業所 せん断後ダスト選別ラインの更新](#)

以上